

奈良県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第三十八号

奈良県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

奈良県住民基本台帳法施行条例（平成十四年三月奈良県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「本人確認情報」を「都道府県知事保存本人確認情報」に改める。

第三条の見出し中「本人確認情報」を「都道府県知事保存本人確認情報」に改め、同条中「第三十条の十五第二項」を「第三十条の十五第二項第二号」に改める。

別表第一の十一中「修学研修資金」を「修学資金」に改める。

別表第二中

奈良県高等学校等奨学金貸与条例（平成十四年三月奈良県条例第四十九号）による奨学金の貸与に係る債権の回収に関する事務であって規則で定めるもの

を

二

奈良県高等学校等奨学金貸与条例（平成十四年三月

奈良県条例第四十九号）による奨学金の貸与に係る債

権の回収に関する事務であって規則で定めるもの

特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁に

関する事務（特別支援学校への就学奨励に関する法律

（昭和二十九年法律第四百四十四号）によるものを除く。

）であって規則で定めるもの

附則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。